

全国勤労者スキー協議会コースセッター規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、全国勤労者スキー協議会（以下本会という）の規約に基づき、アルペンスキー競技の普及と技術向上、統一的な旗門セットの習得を目的とした、本会のコースセッター（以下セッターという）に関する事項について定める。

第2条（役割）

セッターは、アルペンスキー競技のルールや競技会の運営方法、旗門セットに関する技術を深く学び、競技スキーの楽しさ、すばらしさをより多くのスキー愛好者に広める役割を担う。

第3条（資格）

セッターは、本会が実施する検定会で合格した公認資格である。

第4条（認定・登録）

1. セッターとして認定された者は、本会に登録される。
2. 認定登録料は一人3000円とする。

第5条（セッターの義務）

1. セッターは、新しい知識を求め、技術向上と研鑽のため資格取得後も原則として2年に1回は指定された研修会を受講しなければならない。
2. セッターは、登録事項に変更があったとき遅滞なく所属地方スキー協を通じて本会に届けなければならない。

第6条（年次登録の義務）

セッターは、2年次以降、毎年その資格を更新するため、登録をしなければならない。停止期間中であっても登録は行う。

- (1) 年次登録料は、別に定める公認資格者に関する規程が適用され、セッターのみの有資格者の年次登録料は2000円とする。
- (2) 登録時期は、毎年6月1日から9月30日までとする。
- (3) 登録は所定の様式により所属地方スキー協を通じて行う。

第7条（資格の休止、返上、停止、喪失）

セッターは次の場合、常任理事会の議を経て、その資格を停止または喪失する。

- (1) 本人が資格の休止または返上を申し出たとき。
- (2) 本会の会員資格を喪失したとき。
- (3) 年次登録の義務または研修会の受講義務に違反したとき。

第2章 養成

第8条（主催）

セッターの養成は、本会が主催する。

第9条（事前発表）

養成の開催日時については、原則として毎年10月に発表する。

第10条（講師）

養成の講師は、本会の理事長が委嘱する。

第11条（会期）

1. 養成の会期は、2日間以上とし、時間は次の基準以上とする。1単位＝60分

種 類	課 目	単 位
理 論		2
実技 1	スラロームセット	3
実技 2	ジャイアントスラロームセット	3
合 計		8

2. テキストは、本会が指定もしくは承認したものを使用する。

第12条（受講資格）

養成受講資格は、満20歳以上の本会の会員であること。

第13条（受講手続）

養成受講手続は、所定の受講申込書を、指定された期日までに本会に提出する。

第3章 認定

第14条（受検資格）

検定会の受検資格は、同一年度内及び前年度に開催された養成の修了者で、次の第1項・第2項を満たした者とする。

1. 全国スキー協主催の全国スキー競技大会またはスキー協カップに2戦以上出場し、完走した経験を有する者。
2. 競技運営や旗門セットなど、アルペンスキー競技の普及・向上に意欲がある者
3. 本会が認めた者、または地方スキー協が推薦し、本会が認めた者。

第15条（検定方法）

検定の方法は、各課目について、ペーパーテスト、実技テストにより判定するものとし、別に定める細則による。

第16条（採点基準）

検定に関する採点の基準は、別に定める細則による。

第17条（検定会）

1. 検定会については、第8条、第9条及び第13条の規程を準用する。この場合「養成」を「検定会」と読み替えるものとする。
2. 検定会は養成修了直後、またはこれと同一年度内に行うものとする。
3. 検定会に関する事務処理は、検定会責任者があたる。

第18条（検定員）

1. セッターの検定員は、本会の理事長から委嘱されたセッター3名をもってこれに充てる。
2. 検定員のうち1名を検定責任者とする。

第19条（合格者名簿の提出など）

1. 検定会責任者は、本規程第3章の定めで合格した者（以下合格者という）の名簿を所定の様式により、本会及び本人の所属地方スキー協に提出する。
2. 検定会責任者は、合格者名簿に認定登録料を添えて、2週間以内に本会に提出する。
3. 本会は、合格者に対して合格証を発行する。

第4章 研修

第20条（主催）

1. セッター研修会（以下研修会という）については、第8条、第9条および第13条の規程を準用する。この場合「養成」を「研修会」と読み替えるものとする。
2. 以下の場合「研修会」を修了したものとして扱う。
 - （1）全国大会またはスキー協カップのコースセットを行った者
 - （2）養成または研修会の講師を務めた者

第21条（講師）

研修会の講師は、本会の理事長が委嘱する。

第22条（会期）

研修会の会期については、第11条の規定を準用する。

第23条（受講資格）

研修会の受講資格は、次のとおりとする。

1. 年次登録の義務を果たした者
2. 本会の理事長が特に認めた者

第24条（研修修了者名簿の提出など）

研修会責任者は、研修会の修了者名簿を所定の様式により、本会に提出する。

付 則

1 (改・廃)

本規程の改定・廃止は理事会が行うものとする。

2 (実施日)

本規程は 2011 年 11 月 13 日から実施する。

- ・ 1987 年 10 月 1 日 全国勤労者スキー協議会公認ポールセッター規程制定
- ・ 2003 年 11 月 9 日 一部改定
- ・ 2010 年 6 月 13 日 一部改定
- ・ 2011 年 11 月 13 日 一部改定

全国勤労者スキー協議会コースセッター基準細則

全国勤労者スキー協議会コースセッター規程第 15 条、第 16 条の規定に基づき、次のとおり定める。

1. 検定方法

(1) 理論

セッターテキストから出題するペーパーテストにより採点を行う。

テストの時間は 1 時間とする。

- ①コースの考え方と基本的事項 (スラローム、ジャイアント・スラローム、スーパーG)
- ②コースのセッティング原則 (同 上)
- ③競技スキーの歴史
- ④セッターのマナー
- ⑤大会運営を含む競技規則など

(2) 実技

①セッターテキストに基づき、原則としてスラローム及びジャイアントスラローム (スーパーG は実技テストを行わない) の、それぞれの初級者または中・上級者のいずれかのコースを実際にセッットすることにより採点を行う。

②旗門数はスラローム 20 旗門程度、ジャイアントスラローム 10 旗門程度とする。

③セッティングの時間は、受講者 1 名につきスラローム及びジャイアントスラロームそれぞれ 30 分以内とする。

2. 採点基準

採点は、理論及び実技 2 科目の計 3 科目、各 100 点満点とし、それぞれ 70 点以上を取得したものを合格とする。

付 則

本規程は 2011 年 11 月 13 日から実施する。

- ・ 1987 年 10 月 1 日 全国勤労者スキー協議会公認ポールセッター認定基準細則制定
- ・ 2003 年 11 月 9 日 一部改定
- ・ 2010 年 6 月 13 日 一部改定
- ・ 2011 年 11 月 13 日 一部改定
- ・ 2014 年 11 月 9 日 一部改定